

四 土佐中学校要覽

昭和五年十一月

開 校 記 念 碑 文

筆山の麓鏡川の畔、校舎巍々と高く聳（も）ぐ（本を読む声）が雲に響く。これは土佐中学校ではないか。教育が振るえば国家は栄え、教育が振るわなければ国家は衰える。維新の際、薩長土と並び称されて土佐より人材を多く輩出したのは、文に武に父兄の教育気分が盛んで、子弟の向上心が盛んであったことにその要因がなかったらあり得なかった。それ以来教育が振るわず人材が次第に凋落しようとしている。川崎幾三郎、宇田友四郎の二氏が大いに慨嘆する。二氏は巨財を投じて土佐中学校を創立し、大正九年四月より仮校舎で授業を始めて大正十一年十一月十八日本校舎の落成式を挙げる。ここに在校生の父兄図り合つて碑を建てて二氏の功を伝えようとする。善いことかな。既にこの恩を知る父兄はもとより、子弟もその恩を知らないことがあるだろうか。体を鍛え、心を練り、徳器を高くして、智能を大にして国家に尽くすことは二氏の恩に報いることである。二氏の恩に報いることは君国の恩に報いることである。

大正十二年一月

大町桂月 撰

松村翠濤 書

校 歌

一

向陽の空淺緑

広きぞ己が心なる

大洋の岸物栄ゆ

伸ぶるは我の力なり

嗚呼幸多き天と地

自然の啓示かしこしや

二

誠忠剛武並びなく
達識叡智類いなく
嗚呼先賢に績あり
夢に入るか護国の士
自由を唱う不死の人
三才秀で尊しや

三

孕湾頭軒高く
協力一致誓して
嗚呼勉めよや竭せよや
兼山碑下に庭清し
集う同袍意気強し
冠する土佐の名に叶え

四

それ右文と尚武こそ
人道正義の理想こそ
嗚呼吾れ享けん不朽の名
強者の競う栄冠ぞ
王者の担う使命なれ
奮えや土州健男児

(大正十一年五月 教諭 越田三郎作歌)

- (注一) 土佐中学校では知育、体育、徳育の三つを重んじた
(注二) 孕湾(はらみわん)は潮江地区の南に位置する入江
(注三) 土佐藩家老野中兼山の遺徳を偲ぶ墓碑が筆山にある
(注四) 右文(ゆうぶん)は学問を尊ぶこと、尚武と合わせ文武両道

一 設立趣意書

本校は大戦後国運の進展に伴う中等学校内容充実の趣意により設立されたもので、校令の示す所により中堅国民の養成を目的とするのは論を俟たないが、また一面高等教育を受けるに十分な基礎教育に力を尽くし修業後は進んで上級学校に向かい他日国家の翹望^{ぎょうぼう}する人士の輩出を期するのである。

川崎宇田財団法人寄附行為

沿革 大正九年二月廿四日許可

全十二年二月十日変更

第一條 本財団法人は国家有為の人材を養成する目的をもって中学校を經營するものとする。

第二條 本財団法人は川崎宇田財団法人と称する。

第三條 本財団法人の事務所は当分のうち高知県土佐郡潮江村九十八番地の二土佐中学校内に置く。

第四條 本財団法人の設立者川崎幾三郎宇田友四郎は第一條の事業費として資金八十万円を寄附する。

第五條 前條寄付金のうち二十五万円以内を創立費に六十万円以上を維持資金に充てるものとする。ただし創立費に

余剰を生じたときは国債証券その他確実な有価証券の購入または郵便貯金銀行預金等の方法によつてこれを利殖する。ただし、有価証券および銀行の選定に関しては理事会の議決を要する。

前項の証券は郵便局または日本銀行に託して保管する。

第六條 本財団法人の経費は維持資金の利子および授業料およびその他の収入をもって支弁しいかなる場合においても維持資金の消費を許さない。

第七條 前條の収入に剰余を生じた場合はこれを資金に編入し、または翌年度に繰越す。

第八條 本財団法人の予算は遅くとも毎年度開始の一ヶ月前に理事会の議決を経、決算は年度終了後監事の認定を経るものとする。

第九條 本財団法人の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第十條 本財団法人に理事七名以内監事二名書記一名を置く。

第十一條 設立者またはその家督相続人は歴代相承けて本財団法人の理事となる。

設立者またはその家督相続人以外の一名は学校長に委嘱し、その他は設立者またはその家督相続人においてこれを嘱託する。

設立者またはその家督相続人の嘱託による理事の任期は三ケ年とする。

第十二條 理事中に理事長および専務理事各一名を置く。理事長は理事会において互選し専務理事は学校長である理事に嘱託する。

理事長は本財団法人を代表して、これに関する一切のことを統理する。理事長に事故があるときは理事長の指定した理事がこれに代わる。

専務理事は理事長の命を受けて専ら常務に従事する。

第十三條 理事長は必要に応じて理事会を招集する。

理事会は過半数の理事が出席しなければ成立しない。

理事会の議事は出席理事過半数の同意を得てこれを決定する。

可否同数である時は議長がこれを決する。

理事会の議長は理事長に任せる。

第十四條 監事は理事会において選挙する。その任期は三カ年とする。

監事は本財団法人の財産および事業を監査する。

監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

第十五條 任期ある理事および監事に欠員が生じたときは直ちにこれを補充する。ただし補欠者の任期は前任者の残存期間とする。

第十六條 書記の囑託および解属は専務理事がこれを行う。

書記は専務理事の指揮を受けて庶務に従事する。

第十七條 寄附行為は理事総数三分の二以上の同意を得て、主務官庁の認可を経るのてなければ変更することができない。

附 則

第四條の寄附金のうち二十万円は設立許可の申請と同時に、四十万円は大正九年三月三十一日迄に授受を終了するものとする。

創 立 当 時 役 員

理事長 阿部 亀彦

理 事 川崎 幾三郎

理 事 宇田 友四郎

理事	川島 正件
理事	安藝 喜代香
理事	北川 信從
専務理事	三根 圓次郎
監事	中谷 速水
監事	池本 浩靜
幹事	大森 貞次郎

(その後の異動は省略)

一 沿革概要

故川崎幾三郎及び宇田友四郎の両氏は早くから県下の為に私財を投じて公共的事業を經營しようとする意があり、大正七、八年のころ予てから昵懇である北川信從氏に其の事業の選択を委嘱した。以来北川氏は審思熟慮し永久に且つ普遍的に両氏の素志を貫徹するのは教育事業に及ぶものはないと判断し、之を両氏に通じたところ両氏もまた大いに之に賛同し其の資金六十万円を提供し、十万円を設備費とし五十万円を基本金とする財団法人として之を管理し予科(訳者注)を付設する中学校を設立することを協定した。

(訳者注…中学進学予備クラス。修学年限二年。小学五・六年次に相当)

大正九年一月十四日、新潟県立中学校校長三根圓次郎が校長として就任することを承諾し、同年二月八日着任、開校準備

に努め、同月二十四日付を以て土佐中学校及び川崎宇田財団法人設立が認可され、同年四月十六日、本科入学式を挙行して生徒二十八名に入学を許可し、高知市帯屋町川崎幾三郎氏控え家に於いて授業を開始する。

大正九年四月二十一日、ウィリアム、アンドリュー、マキルエン夫人に英語教授を囑託する。

大正九年五月六日、予科入学式を挙行し、第一学年十名、第二学年十五名に入学を許可して予科の授業を開始する。

大正九年六月十六日より同十年十月まで医学博士武田鹿雄氏毎週二時特志を以て英語教授を担当される。

大正九年七月、従来より土佐郡江ノ口町に於いて学校敷地を調査中であつたが都合により同郡潮江村に変更調査を開始し、同年十月十日に同地に確定し、同年十二月二十七日敷地購入を完了する。

大正十年二月十五日、埋立工事を開始するため地鎮祭を行い、翌十六日より起工する。

大正十年四月七日、入学式を挙行し、本科第一学年十四名、予科第二学年六名、予科第一学年十三名に入学を許可する。

大正十年八月、新築工事に着手する。

大正十年十一月二日、マキルエン夫人転任につき、メリー・ボルムズ、及びジイー・ポウルズ両嬢に、英語教授を囑託する。

大正十年十一月九日、理事北川信從氏が来校されて職員生徒一同と記念撮影を行う。

大正十年十一月十日、理事川崎幾三郎氏が脳溢血で逝去され、同十三日葬儀があり、職員生徒一同参列する。

理事川崎幾三郎氏が逝去されたので、北川信從、宇田友四郎氏等が相談して、前もって当時の土佐銀行関係者によつて拠金し建設しようとしていた川崎幾三郎氏の銅像は土佐中学校構内に建設することに協定した。

大正十一年一月十五日、埋立工事が終了する。

大正十一年三月六日、理事川崎幾三郎氏遺族の川崎松子は故人の遺志を継ぎ、学校基本金として金十万円、同設備費として金五万円を寄附され、それで本校の基本金六十万円となった。

大正十一年三月二十二日より新校舎に移転準備のため職員生徒一同校具の運搬をする。

大正十一年三月末日、校舎新築第一期工事落成し、同年四月一日より第二期工事に着手する。

大正十一年四月八日、生徒入学式を挙行し、本科第一学年十六名、予科第二学年十名、予科第一学年十名に入学を許可し、土佐郡潮江村新校舎に於いて授業を開始する。

大正十一年五月より生徒の制服を、夏期は霜降り、冬期は紺色の小倉立襟背広服と定める。

大正十一年十月末日、校舎新築第二期工事完成する。其の工費二十万円で予定の建築費において十万円の不足を生じ、

川崎宇田両出資者に於いて支出された。

大正十一年十一月十九日、川崎幾三郎氏銅像除幕式挙行。

大正十二年二月、開校記念碑建設。

大正十三年四月二十七日、理事長北川信從氏逝去。同三十日、全校靈柩を見送る。

大正十三年七月、ボルムズ、ポウルズ両嬢辞任。

大正十四年九月一日、ジョン・ハーバード・ブレディ氏に英語教授を囑託する。

昭和五年三月二十日、ブレディ氏辞任。

昭和五年四月十日、学校長住宅建築開始、八月二十九日住居を移転。

本校の特に留意した点

- 一、個人指導に重きを置き教授能率の増進を計ること
- 一、天賦の能力を発揮し自発的修養に努めさせること

- 一、堅忍剛毅の性格、健全な思想を養成すること
- 一、責任を重んじ好んで労に就く習慣を養うこと
- 一、運動を奨励し養護上の注意を怠らず以て体位の向上を計ること

本校の実際

【学年編成】

本科第一学年に入学させたものの外に小学校第四学年修了者より選抜したものにより成る、終了年限二ヶ年の予科を置く。

各学年、予科にあつては約十五名、本科にあつては第五学年を除き約二十五名である。

第五学年の人員は第四学年より上級学校に進むもの数により一定せず、現在は九名である。

【教授】

各自の能力学力に応じ教科書以外に材料を工夫選択し個人指導に努める。

各教室に辞書を豊富に備え、自学自習の習慣を養成する。

第四学年の第三学期には英、国、漢、数にあつては、ほぼ中学校卒業程度の学力を持たせることを期す。
予科に一週三時間の英語を課す。

【体育】

体操の授業時数を普通規程より一時間多く課す。

毎月末、身体状況及び体力を検査し、養護上に遺憾ないように期する。
運動を盛んに奨励する。

運動の際は裸体を奨励し、九月初め黒ん坊会にてその等級を表彰する。

備考 このような努力の結果、放課後残って何らかの運動に従事するもの毎日平均全校生徒の三分の一を超え、全国及び県下中学校に比べその身体検査の成績、別表に示すように、優秀であるのは本校の最も幸いとする所である。

【訓練】

毎月一回第四学年生が主となり向陽会と称する自治修養会を開き、各学年よりの風紀その他に関する希望を発表論議し互いに戒めて校規の振作向上を図る。

備考 当会合に於ける問題事項は大略左記のようなものである。

- 一、敬礼を確実にする、某の敬礼悪い。
- 一、図書室の整頓悪い。
- 一、便所の下駄の整頓。
- 一、何学年の掃除は常に遅れる。
- 一、他級の授業中は静粛に歩く。
- 一、土俵場をつくってほしい。
- 一、武術道具の整頓、他人の道具を使うな。

- 一、講堂に入るとき静粛にする。
- 一、黒板に落書するものがある。
- 一、ポケットに手を入れるな。
- 一、左側通行を励行せよ。
- 一、コートを自転車を通るな。
- 一、試験の時に物を借りるな。
- 一、柔道の畳を増やしてほしい。

清潔整頓、図書、運動器具の整理、監督等凡そ一切の作業は総て生徒の各係により自治的に行わせる。

毎年一回、一同創立者故川崎幾三郎氏の墓を弔い、謝恩と共に報恩の念を堅めさせる。

無監視販売を実施し、公德心の涵養に資する。

閲覧室に県先輩の伝記、内外英傑の史記その他健全な書を集め、随時閲覧させて向上心を喚起し、健全な環境を与えることに努める。

級長を置かず、週番をもって是に代える。その規程左記のとおり。

【週番勤務規程】

第一条 生徒の自治心及び責任觀念を涵養し、併せて指揮監督の練習をさせるため週番制度を設ける。

第二条 週番は各学級に正副各一名とする。

第三条 週番の割り出しは各学級ごとに級会長が行う。級会長は土曜日午前中に次週の勤務者を発表するものと

する。

第四条 週番の交代は通常土曜日放課後とする。交代は新旧両者立会の上、旧週番は其の保管する帳簿書籍物品

簿を点検し、之を新週番に引き継ぎ且つ勤務上参考となるべき事項を申し送るものとする。

第五条 級会長は週番に服務しないものとする。

第六条 週番勤務者は当該学級生徒の風紀振作に努めるものとする。

第七条 週番の日常の勤務は左のようである。

(イ) 毎日生徒の出欠を調査し之を出席簿に記入する。

(ロ) 教室備え付け物品の整理。

(ハ) 掃除当番の割り出し。

(ニ) 教師と生徒との間の伝達。

(ホ) 毎朝登校したら教室廊下の硝子戸を開き換気を行い、且つ教壇机上の塵埃を払う。

(ヘ) 週番勤務録に所用の記載を行い、通常土曜日午前中に学級主任に提出する。

(ト) 正週番は教師が教室に臨場及び退出の際「起立」「礼」、体育教練ノ時「頭右《左》」を号令する。

備考 級会長は互選によりその任期は一学期間とする。

【成績考查】

成績考查は随時是を行い、特に学期末をもってせず、その結果は学期の中間及び学期末の二回に亘って発表する。

成績の評語は左のように行う。

甲 九〇点以上 乙 八〇点以上 丙 七〇点以上

丁 六〇点以上 戊 六〇点未満

一科目六〇点 平均七〇点以上を合格とする。

【授業料】

月額予科一円五十銭 本科三円八十銭（県立学校と同額）

是を開校当時より職員恩給基金に充てるために積立て現在高五万余円に上った。
此の外に試験用紙費、印刷代、小運動器具費として毎学期一円を納付させる。

【給費生】

身体強健、操行優良、学業成績が級の上位を占め、学費なきものに対し、願いにより予科にあつては授業料を免除し本科にあつては月額十七円以下の学費を給与する。

備考

給費人員及び給費額調べ

大正九年度	八名	金七百九十七円
大正十年度	九名	金五百八十円八十銭
大正十一年度	五名	金五百五十一円八十銭

大正十二年度	七名	金四百五十六円五十銭
大正十三年度	五名	金二百十円三十銭
大正十四年度	三名	金百二十三円四十銭
大正十五年度	四名	金百三十六円八十銭
昭和二年度	二名	金七十九円二十銭
昭和三年度	二名	金八十三円六十銭
昭和四年度	一名	金二十六円六十銭
計	四十六名	金三千四十六円
		四年度九月分ヨリ支給

寄宿舎状況

舎監一名その家族と共に構内に居住し、舎生の援助指導に当たり、是を助けるのに同じく構内に家族と共に居住する書記一名をおき、相共に生徒との接触を密にし相互理解をはかり温情をもって是に臨み、生徒に責任を重んじ真の自治の意義を体得尊重させることに務める。

一、編成

一室四名を収容する。舎室十二あり、現在舎生四十二名。上級生徒一名を各室に配し其の室長とし取締及び輔導に当たらせる。

二、役員及びその任務

毎学期互選により舍務係、学芸係、運動係、作業係各二名を置き舍務を分担させる、別に室長より成る評議員あり。

任務

舍務係は起床・就床・運動・黙学・炊事等一切の時刻の報告をなし、献立表を作り舍監に是を提出する。

学芸係は毎月一回修養会を開き、毎週一回週報を編集し、舍監の検閲を経て舎生に配布する。

運動係は朝食前夕食後の運動奨励を任とする。

作業係は室の内外の清潔整頓の督促、庭園の整理を任とする。

評議員は舍の改善を協議し、その実行の責を任とする。

三、日課及びその時刻 (第二学期)

起 床	六 時	朝の挨拶	六時十分	食前運動
朝 食	七 時	登校	始業前十分	
外 出	放課後より夕食時迄			
夕 食	五 時	食後運動又は作業		
黙 学	六時三十分より九時三十分迄	(中途にて二十分休憩)		
夕の挨拶	九時三十分			
消 灯	十 時			

四、学資金取扱

出納簿を備え舎監は之を保管し生徒は各自所定の帳簿により必要に応じ理由を申し出て受け取る、その収支決算は毎月一回父兄に報告する。

一ヶ月の学資金あらましは左のようである。

一、食費 一〇円八〇銭

一、授業料 三円八〇銭

一、舎費 一円

一、試験用紙及び運動具費 一円 (一学期に一度納入の分)

一、雑費 四円

計 二〇円六〇銭

(洋服及び教科書代金はこの外である)

五、娯楽機関

談話及び娯楽の場所として休憩室を設け新聞雑誌図書及び種々の娯楽器具を備え付ける。

六、炊事

自炊

入学試験規程

受験手続

- 一、入学志願者は、毎年予科は二月中、本科は三月中にその保護者が入学願書及び本人の履歴書を当該小学校校長に提出してその推薦を請い、小学校より取調書を添えて本校へ進達するものとする
(入学願書履歴書及び取調書の所定用紙を本校より送付する)

受験資格

- 一、小学校における成績が全級生徒数の十分の一以内で、当該学校長の推薦を経て、なお本校を修了した後更に上級学校へ進む志願者に限る
- 一、予科第一学年入学者は尋常小学校第四学年の課程を修了したもの
- 一、本科第一学年入学者は尋常小学校の課程を卒業したもの

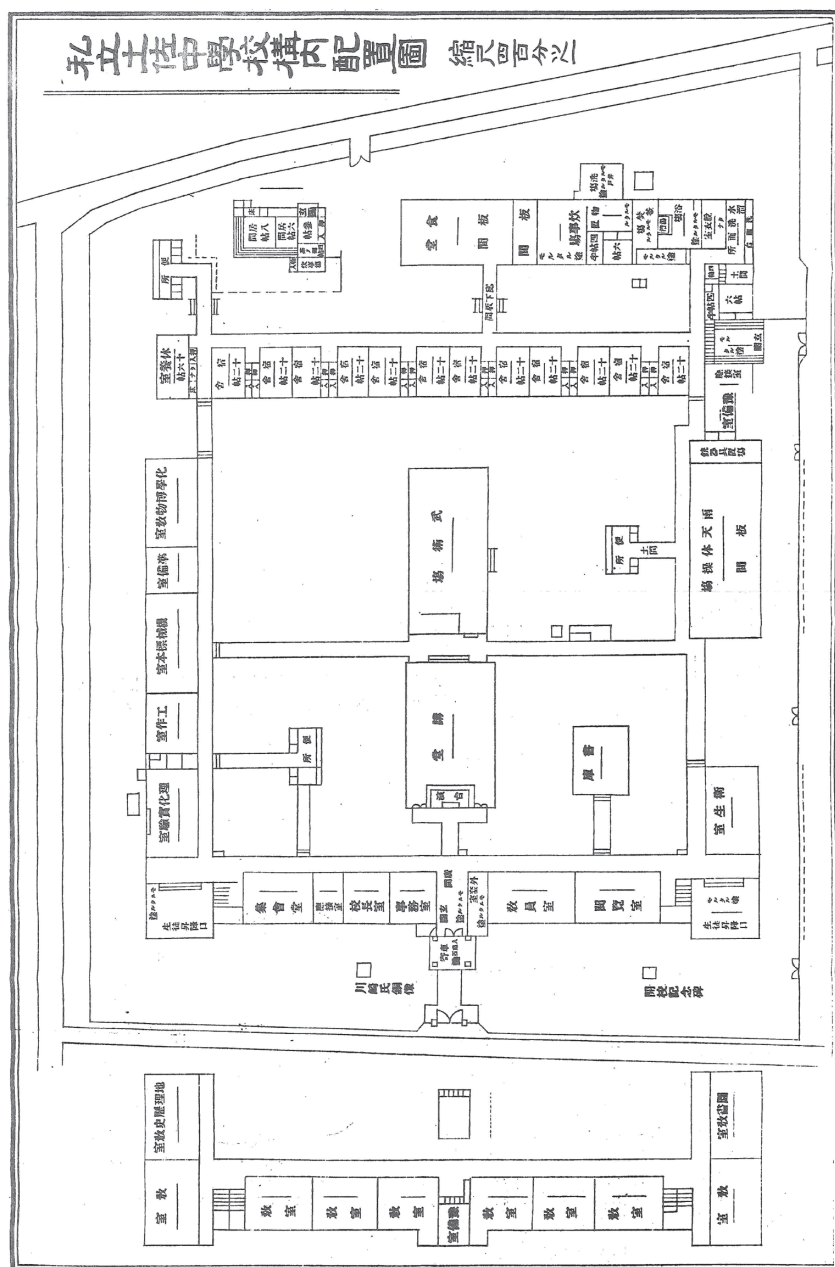
試験期日

本科第一学年にあつては二月中旬、予科第一学年にあつては三月中旬

試験の内容

左の五項の中より行う

- 一、学課試験 主として国語算術
- 二、実地授業による学習状態及び修得能力の調査
- 三、心理測定法による記憶判断推理注意等の能力の調査
- 四、体格検査



私立土佐中學校構内配置図

五、口頭試問
 現在・過去職員表、昭和五年度学校経費調、本科各学生生徒移動調、各学年生徒年齢調、各学年生徒出席歩合、在学生出身校調、中学校生徒体格検査比較表、卒業及修了者在学中ノ移動調、上級入学校別及其人員調、出身者動静調、教科書配当表(以上略)

校舎説明書

- 一、校舎敷地 二千八百二十七坪五合
- 一、運動場 二千四百五十坪
- 一、建物延坪 六百七十坪四合六勺

内訳

- 本校舎二階建 二百四十七坪七合一勺
- 玄関車寄 七坪
- 付属平屋天秤室及暗室 四坪五合
- 外に三階 六坪
- 書庫二階建 十五坪七合五勺
- 物理教室準備室
- 標本室工作室 平屋 九十二坪二合五勺
- 講堂平屋 六十坪
- 剣道及柔道室 五十七坪五合
- 屋内体操場及銃器室 六十七坪五合
- 予備室 六坪
- 便所 十四坪
- 渡り廊下 七坪五合
- 廊下 八十四坪七合五勺

一、宿舍舎建物延坪

玄関及廊下共

二百九十九坪五合
百七十七坪

浴室

十六坪

物置

六坪

炊事場

十八坪

食堂

二十八坪

賄夫室

六坪

書記住宅

十坪五合

井戸屋形

六坪

便所

七坪

渡廊下

六坪

舎監住宅

十九坪

一、敷地費

三万七千二百六十四円六十七銭

一、建築費

二十万円

昭和五年十一月五日印刷
昭和五年十一月八日發行

土佐中學校